

第46回草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバル
キッチンカー出店募集要項

1. 事業の趣旨

草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバル（以下、「音楽祭」という）は、若手音楽家の育成と聴衆の育成を目的とした音楽祭です。全ての人に様々な音楽体験を提供し、音楽文化の普及と振興、地域の文化振興に寄与することを目指しています。

2. 募集の目的

音楽祭の開催に際し、キッチンカーの出店により、来場者等の利便性や満足度を向上させ、音楽祭の活性化を図ることを目的に、キッチンカーを募集します。

3. 営業日

営業日は、令和8年8月21日及び令和8年8月26日とします。

4. 営業時間

営業時間は、午前10時から午後5時30分までとします。ただし、設営は午前9時からとし、退店は片付けも含めて午後6時30分までとします。

5. 出店料及び出店台数

キッチンカーの出店に際しては、出店料等を徴取しません。また、出店台数は1日につき1台とし、応募多数の場合は主催者が申請内容に基づき選定を行います。

6. 応募者の資格要件

出店者は次の事項を満たす者とします。

- ア 音楽祭の趣旨を理解し、目的に合ったサービスの提供に尽力できる者
- イ 販売等により発生するごみを適切に処理し、販売後に包装容器等のごみを回収できる者
- ウ 事業者に国税等の滞納がない者
- エ 暴力団等反社会的勢力でない者
- オ 次の欠格事由に該当しない者
 - ・制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助及び未成年者）
 - ・破産者であって復権していない者
 - ・懲役または禁錮の刑に処され、その執行が終わっていない者
 - ・禁固以上の刑に当該する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴されたもので、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲

げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者である者

- ・集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ・申請時において食品衛生法に基づく営業停止処分を受けている者
- ・銀行取引停止処分を受けている者

カ その他、主催者が指示する事項を遵守出来る者

キ キッチンカーを所有またはリースしている者（リース車両で出店する場合は、車検証の使用者と保健所発行の営業許可書の名義が同一であること）

ク 保健所から草津町でキッチンカーによる営業ができる営業許可書を発行されている者

ケ 食品衛生責任者等の資格を有する者で、食品衛生法等関係法令を遵守できる者

コ 生産物賠償責任保険（PL法）等生産物賠償に関する保険に加入している者

7. 申請の方法

キッチンカーの出店を希望する者は、次の二次元コードまたは URL より必要事項を入力し出店の申請を行うものとします。



登録フォーム

<https://logoform.jp/f/UZieW>

ア 申請書類（申請フォーム内でアップロード）

- ・草津町でキッチンカーによる営業をすることができる営業許可書の写し
- ・食品衛生責任者等の資格証明書の写し
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）等生産物賠償に関する保険の加入が証明できる書類の写し
- ・車検証の写しまたはリース契約書の写し
- ・開店（営業）状態の販売車両写真画像（前面からの写真でナンバープレートの番号が確認できる写真及び宣材写真）
- ・自動車保険証の写し（任意保険）

イ 登録受付期間

令和8年3月16日（月）～令和8年4月8日（水）

ウ 申請の変更、取消し

- ・申請内容に変更がある場合は直ちに主催者へ連絡をしたうえで、主催者の指示を受けること
- ・自己都合により申請を取消す際には直ちに主催者へ連絡をしたうえで、主催者の指示を受けること

エ 申請の完了

- ・申請完了後、主催者は登録番号を申請者に対し電子メールにより通知する。

オ 結果の通知

- ・主催者は、出店の可否等について申請者に電子メールにより通知する。

8. 注意事項

出展者は次の注意事項を遵守するとともに、来場者の満足度向上に努めることとします。

ア 営業前後には使用箇所周辺の清掃を行うこと

イ 食品衛生法その他関連法令を遵守し食中毒の防止に万全を期すこと

ウ 出店に必要な電気設備や水道設備は出店者が用意すること

エ 発電機は低騒音のものとし、来場者や周辺環境に配慮のうえ、必要最低限の使用に留めること

オ 店の意匠や販売員の服装が施設の景観と著しく不調和でないこと

カ 出店者は必ずごみ箱を設置し、排出されたごみや汚水排水等は持ち帰り適正に処分すること。

キ 来場者や出演者等の妨げにならないように配慮すること

ク 拡声器等を用いた呼び込みやPRを行わないこと

ケ 音楽を使用しないこと

コ のぼり、看板等の設置をしないこと

サ 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。発生したトラブル等については、その内容を速やかに主催者へ報告すること。

シ 雨天時等の出店の判断は出店者自らが行き、中止の際は自らが利用しているホームページやSNS等で周知すること

ス 荒天等により危険の恐れがある場合は、主催者の判断により営業を中止させる場合がある。

セ 熱中症（特別）警戒アラートが発表された際など、熱中症対策を徹底できているか確認し、中止等を判断すること

ソ 公序良俗に反する行為を行わないこと

タ 申請時に届出た販売物品以外は、事前に主催者の許可を取ることなく販売しないこと

チ その他不明点については協議を行うこと

ツ 営業する車は自走式のものとし、保健所から草津町でキッチンカーによる営業する許可を受けた許可済証を明示すること。

テ 出店の際は保健所から営業許可を受ける際に申請した食品衛生責任者等が現場に常駐またはすぐに連絡が取れる体制にあること

ト 敷地内をキッチンカーで走行する際は、歩行者を最優先し、徐行のうえ安全運転に努めること

ナ キッチンカーは指定された場所以外には駐車しないこと

9. 承認の取り消し

次に掲げる場合には営業を認めない、または出店の許可を取り消すことがあります。なお、出店の許可を取り消した場合には、可能な場合には別の日に振り返ますが、材料費、人件費、売上など一切の損失については補填或いは補償はしません。

ア 緊急の工事等により、支障があると主催者が判断したとき

イ 災害対応、感染症防止等の措置を講じるため必要と主催者が判断したとき

ウ 申請内容に虚偽の申告があった場合

エ 応募の資格要件に適合しなくなった場合

オ 販売商品により来場者等に事故（食中毒）等が発生した場合

カ 公演利用者及び出店者のトラブルが発生した場合

キ 本要項の定めに反した場合

ケ 主催者が営業を不適切と認めたとき

10. 損害賠償

出店者はその責めに帰する理由により、施設の全部または一部を滅失し、または破損したときは施設を現状に回復することとします。

11. 問い合わせ先

草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバル実行委員会

草津町事務局（草津町教育委員会内）

住所：群馬県吾妻郡草津町大字草津2 8 番地

TEL：0279-88-0005 E-Mail：kiinkai-shakyo@town.kusatsu.gunma.jp